



平成 30 年 11 月 9 日

各 位

会社名 東邦金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 小樋 誠二
(コード番号：5781)
問合せ先 取締役総務部長 森本 幾雄
(TEL. 06-6202-3376)

特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 28 日付で公表いたしました「特別調査委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、過去の一部取引において実在性に疑義があるとの情報に対し、外部専門家を交えた特別調査委員会を設置し、事実関係等の調査を鋭意、行なっております。

本日、特別調査委員会から「調査報告書」を受領いたしましたので、その概要と今後の対応方針について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会の調査結果の概要につきましては、別添の「調査報告書」をご覧ください。なお、「調査報告書」につきましては、プライバシー及び機密情報保護等の観点から、個人名及び会社名等をアルファベットに置き換えております。

結論といたしましては、当社が過去において行っていた特定顧客との取引は、当社関係者のいずれもが本件取引の具体的対象商品を確認できたことはなく、客観的にもその実在性を確認できる資料はありませんでした。加えて裁判所を通じた調査嘱託においても、最終顧客と称していた顧客から特定取引先との取引が無いとの回答を得たため、本件取引において、如何なる角度からも対象商品の存在を確認できるものは無く、よって対象商品が存在せず架空であり、資金のやりとりのみが存在する資金循環取引であったと認めざるを得ない、との報告内容を受けました。

2. 決算への影響について

特別調査委員会の調査結果、及び裁判所を通じた調査嘱託に基づき過去に遡り訂正を要する事項及び金額については、以下の表のとおりであります。この内容を踏まえて、当社は、特定顧客との過去の売上高、仕入高及び当該取引に関する売掛金残高に対して計上していた貸倒引当金を取り消すことといたしました。なお、当該取引により発生した当社の支払額と受取額の差額については未収入金として認識し、当該未収

入金に係る貸倒引当金繰入額は取引開始の平成26年3月期第3四半期以降、回収可能額を合理的に見積もり、必要額を計上する予定です。

また、これらの訂正にともなう各四半期決算期の営業利益等の各段階への影響額を含めた当社業績への影響等につきましては、現在、監査及びレビュー中でありますので、判明しましたら速やかにご報告するとともに、過去5年に遡及した有価証券報告書等及び決算短信（平成26年3月期から平成30年3月期）の訂正、並びに過去5期に遡及した四半期報告書等（平成26年3月期第3四半期から平成31年3月期第1四半期）及び四半期短信を平成31年3月期第2四半期報告書等の提出期限である平成30年11月14日までに開示する予定です。

なお、平成31年3月期第2四半期報告書等及び四半期短信につきましても同様に期限内に提出する予定です。

当社が特定顧客との間で行っていた取引を下表のとおり処理しておりました。

売上高、仕入高は税抜き表示であります。

(単位：千円)

平成26年3月期	売上高	仕入高	売上総利益	貸倒引当金残高
第3四半期	98,330	94,550	3,780	—
第4四半期	142,170	136,710	5,460	—
合計	240,500	231,260	9,240	

(単位：千円)

平成27年3月期	売上高	仕入高	売上総利益	貸倒引当金残高
第1四半期	255,850	246,050	9,800	—
第2四半期※	12,600	—	12,600	—
第3四半期	12,615	—	12,615	—
第4四半期	11,745	—	11,745	—
合計	292,810	246,050	46,760	

※金額的重要性及び仕入先が販売先の子会社であるため、第2四半期より利益のみ売上に計上することとしました。

(単位：千円)

平成28年3月期	売上高	仕入高	売上総利益	貸倒引当金残高
第1四半期※	7,071	—	7,071	—
第2四半期	5,889	—	5,889	—
第3四半期	5,889	—	5,889	—
第4四半期	6,087	—	6,087	—
合計	24,938	—	24,938	

※当該取引への資金負担が大きいため当該取引量を平成27年3月期比約5割減少させました。

(単位：千円)

平成 29 年 3 月期	売上高	仕入高	売上総利益	貸倒引当金残高
第 1 四半期	5,885	—	5,885	—
第 2 四半期	5,587	—	5,587	—
第 3 四半期	5,229	—	5,229	—
第 4 四半期	5,913	—	5,913	—
合計	22,615	—	22,615	

(単位：千円)

平成 30 年 3 月期	売上高	仕入高	売上総利益	貸倒引当金残高※
第 1 四半期※	3,942	—	3,942	△143,659
第 2 四半期	—	—	—	△122,989
第 3 四半期	—	—	—	△122,989
第 4 四半期	—	—	—	△122,989
合計	3,942	—	3,942	

※平成 29 年 6 月以降当該取引を停止し、6 月末の当該売掛債権額から当該取引先への支払債務を相殺した額 143,659 千円を貸借対照表の貸倒引当金（損益処理科目は販売費及び一般管理費の貸倒引当金繰入額）に計上しました。第 2 四半期で貸倒引当金が 20,670 千円減少しているのは当該取引先への買掛金の支払債務の相殺によるものです。なお、平成 29 年 8 月末日をもって当該取引先から仕入取引の停止通知があり、第 2 四半期末以降の当該取引先に対する貸倒引当金は変動しておりません。

(単位：千円)

平成 31 年 3 月期	売上高	仕入高	売上総利益	貸倒引当金残高
第 1 四半期	—	—	—	△122,989

上記累計額

(単位：千円)

決算期	売上高	仕入高	売上総利益	貸倒引当金残高
平成 26 年 3 月期	240,500	231,260	9,240	—
平成 27 年 3 月期	292,810	246,050	46,760	—
平成 28 年 3 月期	24,938	—	24,938	—
平成 29 年 3 月期	22,615	—	22,615	—
平成 30 年 3 月期	3,942	—	3,942	△122,989
合計	584,806	477,310	107,496	

特別調査委員会の結果報告及び裁判所を通じた調査嘱託の結果により、当該取引は営業取引でないとの当社の判断により、平成26年3月期に遡り売上高584,806千円、仕入高477,310千円を取り消した結果、売上総利益107,496千円はなくなりますが、当該取引の回収リスクに備えた貸倒引当金繰入額122,989千円も併せて取り消すとともに、取引開始の平成26年3月期第3四半期以降の各期において、当該取引により発生した当社の支払額と受取額の差額については未収入金として認識し、当該未収入金に係る貸倒引当金繰入額は取引開始の平成26年3月期第3四半期以降、回収可能額を合理的に見積もり、必要額を計上する予定です。

過去5年に遡及した有価証券報告書等（平成26年3月期から平成30年3月期）の訂正、並びに過去5期に遡及した四半期報告書等（平成26年3月期第3四半期から平成31年3月期第1四半期）は監査及びレビュー中ではありますが、当該取引に対する貸倒引当金繰入額を平成26年3月期第3四半期以降に計上するため、平成26年3月期第3四半期以降の各段階利益に与える影響額は各四半期決算期で大きく変動いたします。しかし、訂正前の平成30年3月期第1四半期に当該取引における未回収の売掛金全額に対し貸倒引当金を計上していることから、平成31年3月期第1四半期の当期純利益の累計額の変動額は従前の公表値に対して僅かな変動となる見込みです。

3. 再発防止に向けた取り組み

当社は、別添の特別調査委員会の「調査報告書」に記載されております、特別調査委員会が認定した事実と原因分析に基づいた再発防止策の提言を真摯に受け止め、再発防止策を早急に策定の上、実行してまいります。なお、具体的な再発防止策は、まとも次第、速やかに公表いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

今後は、可能な限り早期に具体的な再発防止策を策定・実行し、一日も早く信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

調査報告書

平成 30 年 11 月 9 日

目次

第 1.	調査におよぶ経緯.....	- 4 -
第 2.	調査の目的及び対象.....	- 5 -
1.	調査の目的	- 5 -
2.	調査の対象	- 5 -
第 3.	調査方法.....	- 5 -
1.	関係者への事情聴取	- 5 -
2.	当社から交付された書類等	- 5 -
3.	コンピューターフォレンジック調査	- 5 -
4.	アンケート	- 5 -
5.	本件取引と同種の取引に関する調査	- 6 -
6.	当委員会による調査に関する留意事項	- 6 -
第 4.	調査の経緯及び認定した事実.....	- 6 -
1.	本件取引開始に到る経緯	- 6 -
2.	本件取引の推移（次頁グラフ参照）	- 7 -
3.	取引の態様	- 9 -
4.	疑義の発生	- 10 -
5.	商品の実在性調査について	- 10 -
第 5.	調査の概要.....	- 11 -
1.	関係者への聞き取り	- 11 -
2.	コンピューターフォレンジック調査	- 13 -
3.	アンケート	- 13 -
4.	本件取引と同種の取引に関する調査	- 14 -
第 6.	小括.....	- 14 -
第 7.	会計処理.....	- 14 -

1.	当社会計処理の経緯	- 14 -
2.	会計処理の修正	- 15 -
第 8.	原因分析	- 16 -
1.	業績再建のプレッシャー	- 16 -
2.	新規取引への警戒感の薄さ	- 16 -
3.	財務報告リスクに対する認識の甘さ	- 16 -
4.	取締役会等の会議体での審議の欠如	- 17 -
5.	決裁規程の運用の不備	- 17 -
第 9.	再発防止策の提言	- 18 -
1.	契約書の適法性・妥当性などを判断できる体制の整備	- 18 -
2.	法令遵守の徹底	- 18 -
3.	与信管理に関する規程の整備・運用	- 18 -
4.	職務権限規程の運用の徹底	- 18 -
5.	意思決定プロセスの見直しと取締役会等の実効性の向上	- 18 -
別紙 1	「当社から提示を受けた書類等」	- 20 -
別紙 2	「コンピューターフォレンジック調査で用いたキーワード一覧」	- 21 -

東邦金属株式会社
取締役会 御中

平成 30 年 11 月 9 日

調 査 報 告 書

東邦金属株式会社

特別調査委員会

委員長	弁護士	安元 義博
委員	公認会計士	豊見里隆一
委員	社外監査役	飯島 宗文
委員	社外監査役	深瀬 真一

第1. 調査におよぶ経緯

東邦金属株式会社（以下、「当社」という。）は、平成 25（2013）年 10 月 1 日より仕入先の W' 社が中国から輸入した炭化ケイ素（以下「SiC」という。後にダイヤモンドパウダーも対象）を対象商品とし、同社を仕入先（売主）、当社を買主及び転売主、販売先 W 社を転買主として、W 社から大手電機会社 I 社等を最終納入先とする売買取引（以下、本件取引という。）を始めた。当初、月間 30,000 千円程度の取引を予定していたが、注文のあるままに取引を継続したところ、1 年後には売掛金残高が 360,000 千円を超え、与信過多の状態となった。そのため当社は取引縮小を図り、売掛金残高は漸減していった。

平成 29（2017）年 6 月、信用情報提供会社より、他社において W' 社と W 社がからむ、商品が実在しない架空取引が行われているとの情報が寄せられた。そこで当社は、W' 社及び W 社の双方の代表者である Z 社長に対し、本件取引の実在性を示すより確実な証憑の提示を求めたが、その提供を受けられなかった。当社は、これ以上の取引は危険と判断し、取引を停止したところ、W 社からの売掛金支払いが行われなくなった。当社は顧問弁護士に対し売掛金の回収を相談し、交渉を依頼した。しかし、交渉は進展せず、同年 10 月、W 社を被告として大阪地方裁判所に売掛金請求の民事訴訟を提起した。

当社として調査を行うべく、第三者委員会に代わる独立調査委員会を立ち上げて調査を行うこととし、平成 30（2018）年 9 月、当委員会が設置された。

第2. 調査の目的及び対象

1. 調査の目的

- ① 本件取引に関する事実関係及び、同種取引の有無並びにその事実関係の調査
- ② ①において判明した事実関係に基づき、当社の過年度の会計処理に及ぼす影響の調査
- ③ 確認された事実関係に基づく発生原因の分析及び再発防止策の提言

2. 調査の対象

本件取引に関与した者、契約書・注文書等の書類、電子メール等の電子記録及び、訴訟記録等

第3. 調査方法

1. 関係者への事情聴取

平成 30 (2018) 年 9 月 28 日午前 10 時より、本件取引に関与した当社の D 氏、B 氏 (元監査役)、A 氏 (前代表取締役) 及び C 氏から、本件取引に到る経緯、取引の推移、取引打切りに到る事情、売掛金回収に到る交渉から訴訟に到る事情を聴取した。

2. 当社から交付された書類等

別紙 1 のとおり、契約書類、電子メールを印刷したもの、起案書・稟議書、取引金額の推移に関するデータ、訴訟記録 (大阪地方裁判所平成 29 年 (ワ) 第●●●●号) 等の資料の提供を受け、閲覧・検討した。

3. コンピューターフォレンジック調査

コンピューターフォレンジック調査については、専門業者であり、当社と利害関係のない A O S リーガルテック株式会社に依頼し、本件取引を主唱した D 氏、実際の受発注に関与した H 氏、F 氏の 3 名を調査対象とし、3 名の社用デスクトップパソコンに記録された電子データ等について、専用ツールを用いて電子データの証拠としての正確性を損なわない方法で保全復元し、消去された可能性のある電子データの復元を行った。そして、保全・復元をした電子データを閲覧システムへ格納し、キーワードを用いて閲覧対象を絞り込み、その内容を閲覧・精査した (その際に用いたキーワードについては、別紙 2 を参照)。

4. アンケート

本件取引が行われた当時、取引が行われた当社の本支店に勤務していた役員・職員全 30 名に対し、本件取引関与の有無等のアンケート調査を行い、その回答を検討した。なお、アンケートの回収においては、記入済み回答用

紙を封筒に封緘し、社内監査役室に設置された鍵付の回収箱に投入する（他所勤務者は郵送）方法にて回収し、当委員会委員長において開錠のうえ、封緘されたまま委員長の法律事務所に持ち帰り、開封して閲覧した。

5. 本件取引と同種の取引に関する調査

後述「第 6. 小括」のとおり、本件取引は、同一の経営者により支配され、本店所在地も同じ二つの会社の間当社が挟まれて行われた、対象商品が存在しない取引であり、特徴として

- ① 仕入先（売主）と販売先（転売先）が実質的に同一であること
- ② 取引記録上、対象商品が仕入先から販売先に対して直接納品される取引形態がとられていること
- ③ 買掛金の支払いが売掛金の回収より先に行われることにより、販売先において資金融通メリットが生じていること

が挙げられる。

6. 当委員会による調査に関する留意事項

本報告書は、もっぱら別紙 1 記載の資料の閲覧・分析並びに当社関係者へのヒアリングの結果に依拠しており、かつ、虚偽が疑われる等の別段の事情が認められない限り、上記資料はいずれも正確かつ真実であることを前提としている。また、電子データの復元は、その保全状況に依存し、必ずしもその全てが復元されたものではない。

なお、本報告書は平成 30（2018）年 11 月 7 日（以下、「本報告基準日」という。）までに入手した情報に基づいており、同日以降に新たに判明した事項によって本報告書の内容が影響を受ける可能性があることに留意されたい。

第4. 調査の経緯及び認定した事実

1. 本件取引開始に到る経緯

本件取引は、平成 25（2013）年 4 月に資本上位会社である S 社から当社の事業を立て直すために取締役営業本部長として送り込まれた D 氏が持ち込んだ案件であった。当時当社はタングステン、モリブデン製品など主力製品の販売不振などにより 2 期連続当期純損失を計上するなど業績先行きが不透明な状況であった。

D 氏は当時太陽光発電のシリコンソーラーパネル切断用商材である SiC を Z 社長が大手電機会社 I 社へ販売しているという情報を入手し、Z 社長にその既存の商流に当社を加えてもらえるよう打診したということである。具体的には Z 社長が代表取締役となっている W' 社と W 社の中に当社が入り、W' 社が中国から仕入れた SiC を W' 社から仕入れ、W 社に販売し、W 社を經由

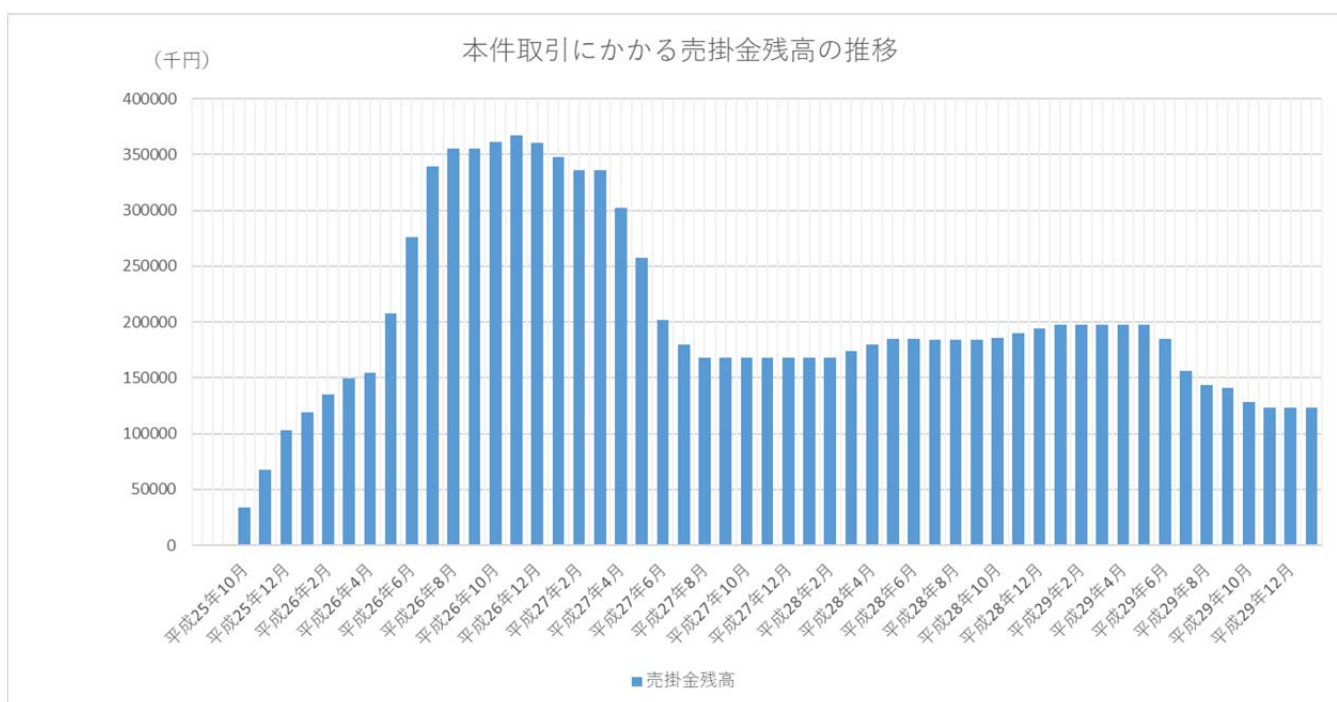
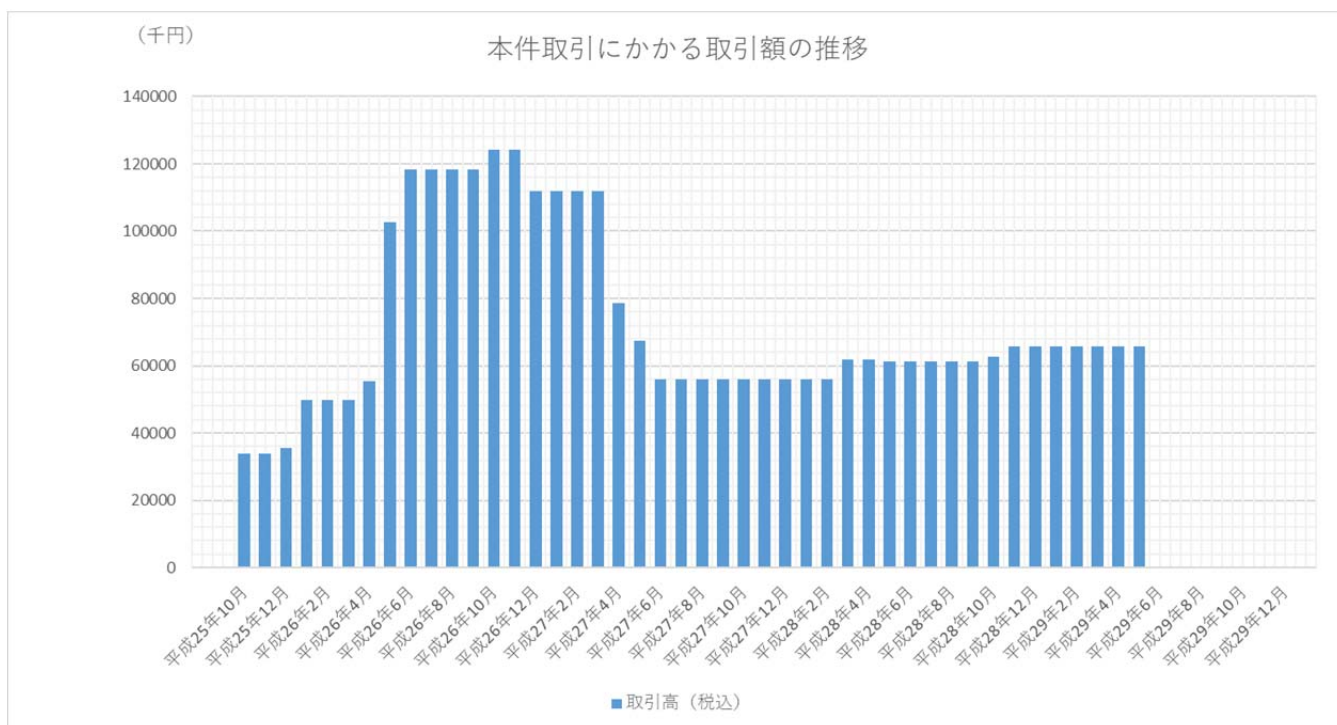
して最終的にはI社へ販売するというものであった。この話を取りまとめるために当時の当社代表取締役であったA氏を含めた3名で会食を持ち掛け、合意を取り付けることとなった。A氏はD氏よりW社はS社とも取引があると聞いていたので事前にS社に照会をかけ、S社が取引をしている事実を確認して会合に臨んだとのことであった。会食の際、A氏は取引の実現可能性、口銭について確認すると同時にZ社長の経験、実績、人柄について信用するに足ると判断したということである。

その後、D氏が稟議書及び契約書(案)を作成し、社内稟議にかけ、最終的に社長決裁を受けたことから取引は開始されたのであるが、当時の常勤取締役メンバーの間で本件取引の内容について非公式な話し合いはあったものの取締役会等に正式に諮られることはなかった。

平成25(2013)年9月17日付け起案書においては、月額買入金30,000千円、転売価格31,200千円(4%の利益)、買掛金の支払いは請求あり次第即時、売掛金の弁済は月末締め90日後払いといった条件が記載されており、月間30,000千円の売上高、3か月分の約90,000千円の売掛金の発生および月間1,200千円の利益が期待された。

2. 本件取引の推移(次頁グラフ参照)

平成25(2013)年10月より取引が開始されたが、当初より想定金額を超える取引が行われ、W'社からの仕入金額(税込)は平成25(2013)年10月で32,550千円、平成26(2013)年1月で47,848千円、同年6月には113,886千円まで増加した。また、W社に対する売掛金は、取引開始4か月後である平成26年1月には月間売上高が49,760千円、売掛金残高が119,154千円となった。そして同年5月の月間売上高(税込)は102,632千円と1億円を超え、売掛金残は3億円を超過し、このような月額取引が1億円を超える状態は契約見直しの行われた平成27(2015)年3月まで続いた。

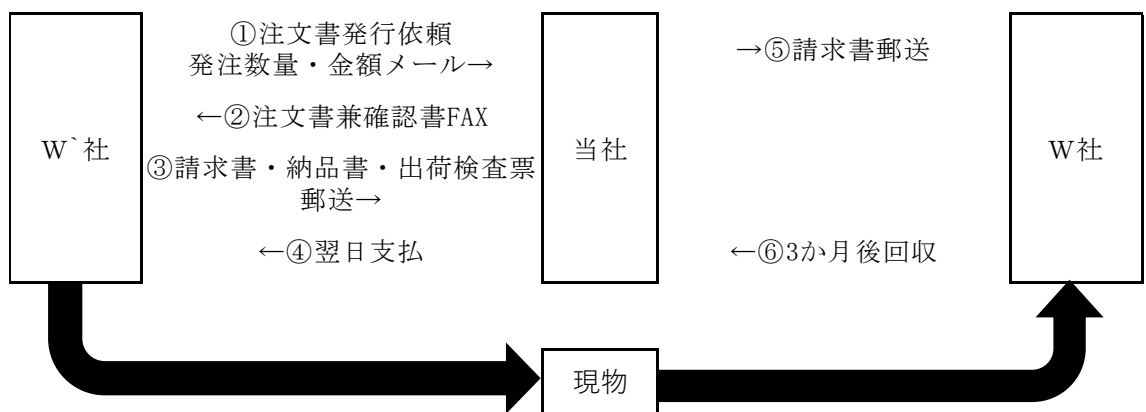


これを取引終了時までのキャッシュベースで見ると、W'社への支払総額が3,068,129千円で、W社からの回収金額（相殺分を含む）は3,060,959千円で、7,170千円の支出超過となっている。さらには、W社への売掛金が122,989千円残存しており、これを同社に請求するも支払わないため、やむなく当社は、平成29年（2017年）10月11日、大阪地方裁判所に対し、売掛金請求訴訟を提起し、現在同庁に係属中である。

3. 取引の態様

通常の転売取引であれば、転買主から転売主に注文が入り、転売主から元売主に注文して契約が確定し、商品は元売主から転売主を経て転買主へ、転買主から納品先へと流れる（元売主から転売主あるいは納品先への直納もありうる。）。従って、それぞれに請求書や領収書等が起票されて支払いが行われ、納品書・検品書などが作成されて商品流通が確認されるはずである。

しかし、本件取引の流れは、当社購買課がW'社の①注文書発行依頼にもとづき注文書兼確認書を作成し、営業部に送付し、営業部上長の承認を得た上で②注文書兼確認書をW'社にFAX送信し、仕入発注をおこなう。W'社は注文書兼確認書を受信したのち、③納品書、請求書、出荷検査票を郵送で当社に送付することとなっており、購買課は納品書等を受け取った後、経理課へ④支払依頼をおこない翌営業日にW'社へ買掛代金を振込むこととなっていた。当社は仕入れと同時に売上を計上し、W社へ⑤請求書を郵送し、W社からの売掛金は⑥3か月後に回収するという流れであった（下図参照）。



さらに、本件取引は当社にとっては在庫リスク、品質保証や瑕疵担保リスクを負わず、かつ付加価値を生じさせる活動を一切することなく口銭と調達金利の差額が当社の実質的な利益となる特殊な契約であったといえる。契約は法形式上、商品の売買契約であったものの経済的実体を鑑みれば買掛金の支払がただちにおこなわれ、売掛金の回収が3ヶ月後なることからZ社長が経営する会社に概ね取引額の3か月分の短期資金融通をしている金融取引と見ることができる。

このようなことが可能であったのは、W'社とW社が、所在地も代表者も同一である、事実上の同一会社であったからに他ならない。

4. 疑義の発生

「第 4. 2. 本件取引の推移」に記載のとおり W 社との取引額が急増していたが、平成 26 (2014) 年 10 月、社外監査役からの注意喚起もあり、同月 30 日開催の取締役会において W 社向けの売掛金残高が報告された。翌月 27 日、社内取締役間での議論の結果、「売掛金残高が 3 億 5 千万円を超えており、このように大きなリスクは負えない、取引額を減少させる。」旨の会社方針が決定され、平成 27 (2015) 年 4 月以降の取引額は月間 60,000 千円前後で推移していた。ところが、平成 29 (2017) 年 6 月、信用保証会社より W 社についてよくない情報があるとの情報がもたらされ、当社が信用調査会社に調査を依頼したところ、W 社が取引実態のない循環取引を行っているとの情報を得た。そのため、当社経理部長代理 G 氏及び監査法人が W 社に赴き、取引の実在性について証憑確認等をおこなったが実在性を証明するに足る確実な証拠が得られなかったことから取引の継続は困難と判断し、取引を中止した。

5. 商品の実在性調査について

① 平成 26 (2014) 年 4 月 16 日付の購買部課長 F 氏が作成した出張打ち合わせ報告書によると D 氏、E 氏、F 氏の 3 名で W 社本社に出向き、対象物 (SiC) と称する現物を確認している。この際、麻袋に入った 10 トン (1 トン×10 袋) を確認しているが Z 社長より当該現物は非常用であると説明を受けている。

また、W' 社が仕入れている対象商品に関して商品の検査成績書等も何もない状態であるため、打ち合わせ後の取り決め事項として購入の都度、納品書・請求書を送付する際に成績書を送付してもらうよう依頼した。それ以降、出荷検査票が添付されるようになったが、出荷検査票には名称、純度、粒度、梱包方法、出荷数量が記載されているものの、ロット No. や個体識別番号等の記載もなかった。

② 平成 27 (2015) 年 6 月 12 日付の監査法人との打ち合わせ議事録によると本件取引の実在性を確認するため監査法人より①内部統制の整備②商材の入港地に行き、コンテナ等の確認を行う。③ I 社へ販売する際の送り状を確認するよう当社に要求している。上記要請について D 氏から Z 社長の見解とした回答では、②、③については I 社との取引関係に支障が出る可能性があるなどとして要求を拒んでいる。当社は現物を確認する手段として船荷証券、パッキングリストを要求し、入手しているが数量、内容物等、黒塗りされている箇所が多かった。

③ さらに、W 社は上記訴訟において、当初より商品が存在しない取引であることを自白しており、I 社等への納品書等も証拠提出しない。そのため、平

成 30（2018）年 10 月、当社は大阪地方裁判所に対し、民事訴訟法第 186 条に基づき、I 社及び M 社に対し、W 社との取引の有無について調査を囑託した。その回答として I 社からは購入実績なし、M 社からは調査不能、との回答がなされた。

- ④ 以上のことから、本件取引において、対象商品が実在したことを確認できる客観的な証憑を確認することはできなかった。

第 5. 調査の概要

1. 関係者への聞き取り

① C 氏への聴取概要

取引開始時は社外監査役であり、取引開始時期の経緯については直接関わっていなかった。平成 26（2014）年 6 月に取締役経理部長に就任後、取引金額が急増している実態から資金面や借入金の課題を抱え、ピーク時の約 360 百万円となり、他の取締役に取引金額の縮小や取引中止の検討を提言した。

取締役会においては資金負担額の課題を抱えていたが倒産リスク面での懸念はなく、現物がある取引であるとの認識が根底にあり経営陣全体の空気と相俟って取引中止の発言には至っていない。

取引形態は稟議書等から一般的な現物がある取引と理解していた。取引開始以後、入金が増えることはなく、財務内容把握目的で信用情報提供会社より資料を入手したが、与信上の懸念はあったが現物がある取引の認識を疑うことはなかった。

W 社、W' 社の代表者が同一人であったが、S 社においても取引実績もあり特段の問題意識はなかった。

② B 氏への聴取概要

取引開始の平成 25（2013）年 10 月は常勤監査役の立場として本件取引が一般的な商事取引として開始されることは聞いていた。平成 26（2014）年 9 月に本件取引の収益計上をネット処理する時に会計処理面で関心を持った。

SiC からダイヤモンドパウダーに代わる時は現物がある取引の認識のもと、収益改善の考えから実行すべきと進言しているが、疑わしい取引なら監査役として当然異議を申し上げていたとしている。

平成 26（2014）年 10 月、監査役の間で、本件取引がどのような経緯で開始されたのか、決裁権・権限明細や与信リスク等について確認すべきとの意見があり、その旨経営陣に伝えたが営業部長の方で契約を見直してい

るとの回答で終わっている。

監査役として経営陣に対して取引金額減少の検討を提言しており、その際、パッキングリストや宅急便の写しを確認するなど取引実態を確認するよう提言した。取引実態把握の為に I 社・M 社への訪問を検討した時期はあったと記憶しているが、経営陣から Z 社長が拒否の意向であると聞いた。

S 社は W 社とは長い付き合いがあり、S 社出身の D 氏が当社役員として就任しており信用していた。

③ A 氏への事情聴取

本件取引開始時は代表取締役社長の立場であり、平成 30（2018）年 7 月から取締役相談役に就任している。

商物品に関する物流管理は受注出荷体系図に沿って受注の可否を検討するが本件取引のような特殊な取引は市場調査、信用調査を実施し、リスク保全面を検討の上、稟議を起し、資金の余裕等を確認する事になっている。

本件取引開始時にサンプル入手の指示をしたが結局入手出来なかった。

平成 26（2014）年 4 月に購買部と営業部が W 社からサンプルを入手し、品質チェックをした経緯がある。また、W 社へも何度か担当部署が訪問しており報告内容から現物がある取引である認識であった。

ロット番号が未確認で商品の実在性を証明する証憑がない状況で顧客からのクレーム対応や当社納入商品の確定については、当社が品質保証を出来ない取引形態の為、W 社に責任を委託すべく契約書に文言を織り込む事にした。また、W 社からエンドユーザーへ納品するので W 社が品質保証の責任を負うとの認識でもあった。

当社は平成 26（2014）年 4 月（委員会注：平成 27 年の記憶違いと思われる）に取引額を縮小したが、条件変更は半年又は 1 年前に提示が必要との認識はあった。取引減額決定から半年経過後に取引が縮小したことで W 社も納得してくれたと思っていた。

何より S 社と W 社は長きに亘る取引先であり、営業の第一線で活躍する D 氏が S 社から招聘した役員であるという信用が一番大きかった。

平成 29（2017）年 6 月にファクタリング会社からの情報で初めて取引実態に懸念を抱いた。

④ D 氏への事情聴取

本人は平成 25（2013）年 6 月に S 社から当社の取締役営業本部長として就任しており本件取引の端緒となった。

Z 社長とは前勤務先から 10 年以上の取引先であり、その間軽微なクレ

ームは1件くらいと記憶しており総じて信頼できる人物と評価していた。前職において商社的取引を多く手掛けており、本件のように代表者が同一である会社との取引や、現物がS社を通過しない商社的取引形態もあり、本件取引も一般的な取引との認識であった。

前職時代にZ社長からSiCをI社に販売している実績があると聞いていたことから、当社の営業本部長として就任後拡販の一助と思い、Z社長に当社もその取引に仲介として取引参入できないか依頼を持ちかけた。

現物確認は取引開始時にサンプルの入手はせず、また取引中においてもロット番号・梱包番号は未確認であるが、Z社長から粒度分布の説明を受けており、I社との物流取引を示す注文書・納品書・受取書等は見せてもらった。また当社は、I社とは光通信分野で取引があり、ソーラーパネルの市況について情報を得ており、その内容はZ社長からの情報と合致していた事もあり現物のある商取引と信じていた。

平成29(2017)年6月に信用調査会社から某社が資金循環取引を行い、その取引にW社が関与している疑いがあるとの情報を得た。それを受けてZ社長と面談しているが、この時点でもZ社長から物流の存在や(委員会注：当社売掛金については)分割して支払う意思がある旨の主張に接しており、自身を含め当社面談者全員がZ社長を信用し、本件が物ある取引と信じていた。

また、I社からの品質等のクレーム対応や当社納品物の確定に関しては、品質等のクレーム対応はW社とI社の双方で協議、解決するので、当社は関与する必要がない(委員会注：責任を負わない、の意味)と聞かされていたので、そのように理解していた。

当社が介在している存在価値については特に相手からの意向に沿って対応しているだけで単に口銭を貰う認識であった。

Z社長のメリットについては同氏が「3カ月間銀行から資金調達しなくて済む。」との発言があったことを記憶している。

2. コンピューターフォレンジック調査

フォレンジック調査の結果、キーワード検索に該当した対象者のメール46,527件、添付ファイル36,535件を精査した。

その結果、対象者および対象者以外の当社関係者が本件取引に実在性がないことを知りつつ取引をおこなっていた事実は見当たらなかった。

3. アンケート

本件取引が行われた当時、取引が行われた当社の本支店に勤務していた役員・職員全30名に対しアンケート調査を行い、全員から回答を得た。その

結果、本件取引に関し、本報告書で既述の情報以外の情報の提供はなかった。

4. 本件取引と同種の取引に関する調査

当社において、過去5期間（平成25（2013）年4月1日～平成30（2018）年3月31日）のすべての商事取引の中から「第3.5 本件取引と同種の取引に関する調査」に記載した特徴を有している同種取引の有無を検討した。

その結果、同種取引に該当する取引はなかった。

第6. 小括

以上の認定事実によれば、当社関係者のいずれもが本件取引の具体的対象商品を確認できたことはなく、客観的にもその実在性を確認できる資料はなかった。加えて、相手方であるZ社長は、当初より対象商品の存在しない取引であることを、裁判手続きにおいて自白している。

よって、本件取引において、如何なる角度からも対象商品の存在を確認できるものは無く、よって対象商品が存在せず架空であり、資金のやりとりのみが存在する資金循環取引であったと認めざるを得ない。

第7. 会計処理

1. 当社会計処理の経緯

本件取引が開始された平成25（2013）年10月から平成26（2014）年6月30日までの期間は、本件取引に関する販売額、仕入額をそれぞれ売上高、仕入高に計上している。

平成27（2015）年3月期第2四半期（平成26（2014）年7月1日から平成26（2014）年9月30日）以降、平成29（2017）年6月取引終了時までの期間は、販売額と仕入額の差額を売上高として計上している。

取引の急増を受けて、監査法人から、本件取引は実質W社の資金繰り支援のための商社金融取引であり、手数料収入として処理すべきであるとの指摘を受け、当社は平成27（2015）年3月期第2四半期に会計処理を見直し、平成27（2015）年3月期第2四半期（平成26（2014）年7月1日から平成26（2014）年9月30日）以降、平成29（2017）年6月取引終了時までの期間は、販売額と仕入額の差額を売上高として計上している。

なお、平成27（2014）年3月期第1四半期（平成26（2014）年4月1日～平成26（2014）年6月30日）は、金額的重要性が乏しいため遡及を行わず、監査法人もこれを容認した。

更に、平成29（2017）年7月、監査法人及び当社関係者との会合において、本件取引と同様の取引をおこなっていた他社が循環取引として過年度に渡る

決算修正がなされていることに対して、当社は販売額と仕入額の差額計上していること、平成 27 (2015) 年 3 月期第 1 四半期以前についても、取引額の重要性の点で、過去の会計処理を修正する必要はないとの見解が示された。

2. 会計処理の修正

本件取引の実在性が否定される以上、本件取引に関連する平成 25 (2013) 年 10 月から平成 29 (2017) 年 5 月までに生じた売上高、売上原価 (仕入高) を取り消すべきと考えられる。また、本件取引に伴い生じた売掛金は売買取引自体が架空であると認定されたため売掛金ではないが、資金取引は実際にあったため、仮払金等の適当な科目に修正すべきと考えられる。

本件取引にかかる取引金額は下表のとおりである。

(単位：千円)

期間	売上高	売上原価 (仕入高)	粗利益
H25 年 10 月～H26 年 3 月	240,500	231,260	9,240
H26 年 4 月～H27 年 3 月	292,810	246,050	46,760
H27 年 4 月～H28 年 3 月	24,939	—	24,939
H28 年 4 月～H29 年 3 月	22,616	—	22,616
H29 年 4 月～H29 年 5 月	3,942	—	3,942
累計	584,806	477,310	107,496

なお、「第 7. 1 当社会計処理の経緯」に記載のとおり当社は平成 25 (2013) 年 10 月～平成 26 (2014) 年 6 月までは売上高ないしは売上原価をグロス表示していたが、平成 27 (2015) 年 3 月期第 2 四半期以降は取引金額の重要性が増したことから本来あるべき上記手数料のみをネット表示する方法に変更している。

また、貸倒引当金について、確かに当社は取引開始時だけではなく、継続して信用調査会社から与信情報を入手し、その情報に基づき本件債権を一般債権として区分し、過去の貸倒れ実績率に見合った引当金を計上しているが、一般事業会社として債務の弁済に何ら支障が生じていない債務者に対するこのような見積もりは許容されるべきであり、実務指針 (会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」) に従った妥当な会計処理ともいえる。

しかし、一般に現物を伴わない資金循環取引のスキームにおいて取引が止まった時点で債権が貸倒れるないしは回収不能になるケースが多く、実際に本件取引においても平成 29 (2017) 年 6 月に取引を停止してから債権回収

が滞っており、回収の見込みが立っていない状況に鑑みれば、本件取引の開始時点から貸倒リスクは極めて高い債権であったといえ、当該リスクを反映した貸倒引当金を計上すべきと考えられる。したがって、取引開始以後の債権について回収不能と見込まれる額を各会計期間末に合理的に見積り、引当計上するのが妥当と考える。

第8. 原因分析

1. 業績再建のプレッシャー

本件取引は政府施策も後押ししており、拡大が見込まれる太陽光パネル市場の成長分野商材に関わる取引であり、リスク負担なく安定した収益を獲得できるという点は魅力的であったといえる。本件取引が開始される直前2期（平成24（2012）年3月期、平成25（2013）年3月期）の有価証券報告書によると当社の売上高は前年比△17.2%、△16.9%と連続で落ち込み、当期純損失を246百万円、822百万円計上しており、このような事業環境下において業績の立て直しへのプレッシャーは相当程度あったと推察される。

2. 新規取引への警戒感の薄さ

上記の事業環境下において、本件取引はS社から再建を請け負い送り込まれたD氏が当社の業績回復のために持ち込んだ案件であり、S社出身のD氏への信頼、W社がS社の既存の取引先であったこと、取引額に応じた一定の安定収入が見込まれることなどが相俟って、取引自体の実在性、既存のスキームに当社が介在することの合理性や意義などは考慮されなかったのではないかとと思われる。

また、製造業者である当社が不慣れな商事取引にかかわったが、商品確保・流通・クレーム対応などの取引管理について、慎重さを欠いていたといえる。少なくとも弁護士によって契約書のリーガルチェックを受けていれば、仕入れ先と販売先の代表者が同一人物で、本店所在地が同じであるという特異な契約であること、契約の様相がいわゆる「介入取引」といわれる資金循環に陥りやすい危険性のある取引であり、十分に慎重な対応を要すべき案件であることの指摘を受けたはずである。そうすれば、取引の危険性やその後の与信管理に配慮できたはずである。

3. 財務報告リスクに対する認識の甘さ

本件取引は既存商流の間に介入し、直送取引のため伝票処理のみで取引が完了し、かつ在庫リスクや瑕疵担保責任を負わずに口銭のみを利するという特殊な契約であった。このような取引形態は不正取引リスクが高いことから特に取引の実在性確認が不可欠であるが、メーカーであるがゆえ商社的な介

入取引に対するリスク認識が甘く、取引の実在性を欠いた不正取引ではないかという財務報告上も極めて重要な点において、正常な懐疑心を抱くことはなかったのではないかと推察する。特に、D氏は当社の資本上位会社S社出身であり、平成25(2013)年6月より当社取締役営業本部長に就任しており、A氏を含め、関係者の多くがS社での実績、経験などからD氏の持ち込み案件に対してよもや架空取引であるとの疑いを抱くことはなかったのではないか。実際、A氏はD氏がS社の営業の第一線で活躍していたことによる安心感から了解し進めてきたなどと発言しており、取締役を含め関係者の多くがD氏に対する過度の信頼感、安心感を抱いていたことが取引の実在性確認を軽視してしまった要因のひとつといえる。

4. 取締役会等の会議体での審議の欠如

本件取引はD氏が作成した稟議書（平成25(2013)年9月17日付）を、A氏が承認することで取引が開始されている。当該決裁は社内決裁規程である社則に準じて行われるべきところ、当時、社則には契約に関する金額基準がなく、契約当初から月額30,000千円、売掛金残高90,000千円が見込まれていた取引にもかかわらず取締役会等で審議されることはなかった。金額的な重要性も当然であるが、SiCという当社には馴染みのない新規商材であり、契約形態も特殊である取引であるがゆえ、取締役会等の会議体に上程し、活発な議論を経た上で慎重審議が必要な事案であったといえる。

なお、平成25(2013)年10月に社則が改訂され、職務権限明細表において「購買に関する取引契約の締結・変更・解除」として年間取引が2.4千万円以上の取引、一般的な条件と著しく異なる取引に関しては取締役会付議事項と定められている。

5. 決裁規程の運用の不備

平成25(2013)年9月、本件取引開始が社長により承認された際は、売掛金残高を90,000千円と想定していたものの、社内決裁規定では契約金額による決裁権限が定められておらず、社内手続きを逸脱したものではなかった。しかし、翌月10月の規定改訂時に、当社「社則・職務権限明細表」により、「一般的な取引条件と著しく異なる取引」を取締役会付議事項として追加され、本件取引がそれに該当するとみなせば、取締役会に付議する余地があったとも考えられる。

しかも、開始直後の平成25(2013)年12月末時点には売掛金残高は103,246千円であり、その後取引額が増加し、平成26(2014)年11月末時点のピーク時には366,930千円に達している。このような取引額・売掛金残高の増加について、取締役会はもとより稟議書による検討・承認がなされたことは確

認できていない。当初の稟議決裁額を超過する取引は新たに決裁を受けるべきであり、決裁手続きに関して規程に準拠した運用がなされていなかったといえる。

また、平成 28（2016）年 10 月に契約を変更しているが、上述「4. 取締役会等の会議体での審議の欠如」なお書きに記載のとおり、平成 25（2013）年 10 月 1 日付で社則の変更がおこなわれており、本件取引金額からすれば取締役会付議事項とすべきであったが、取締役会議事録を見る限り契約の変更に際し審議された形跡はない。

第9. 再発防止策の提言

1. 契約書の適法性・妥当性を判断できる体制の整備

取引先、取引規模、取引形態など必要に応じて弁護士による契約書のリーガルチェックを受けるなど、契約書の適法性・妥当性を確保するとともに発生が予想されるリスクを未然に防止する体制を構築することが必要である。

2. 法令遵守の徹底

当社の経営理念の冒頭にコンプライアンス重視を掲げられているとおり、適正な財務報告を含む法令遵守が事業活動の前提として最優先されるようにしなければならない。そのためにはコンプライアンス研修の開催や社内報による啓蒙活動などを通じて、従業員のみならず役員の法令遵守に関する意識の向上、不正を看過しない組織風土の醸成が不可欠である。

3. 与信管理に関する規程の整備・運用

本件取引のように、当社の売上高・利益水準に対して、1 社への多額の与信（売掛金残高）は、事業継続への大きなリスクとなることから、与信額に一定の歯止めをかけるとともに、最新の信用情報をもとに与信リスク管理体制を構築するよう与信管理に関する規程の整備・運用が必要である。

4. 職務権限規程の運用の徹底

本件取引は社則に規定されている職務権限上の適切な決裁を受けず、取締役会での審議を蔑ろにしたことが不正取引発見の遅れにつながった要因の一つとも考えられる。したがって今後、社則に則った適切な決裁を経るような内部管理体制の構築、職務権限明細表の運用の徹底が不可欠である。

5. 意思決定プロセスの見直しと取締役会等の実効性の向上

本件取引において S 社との取引履歴や D 氏への信頼など特定の要因に過度に依拠した結果、財務報告の信頼性確保に対する感度が低くなったと考えられる。本件取引のような当社にとって馴染みのない特殊な取引を開始する場合はもとより、一般の取引においても取引先、取引内容および契約内容を精

査し、内包されるリスクを抽出・認識し、その認識したリスクを解消する対応策の検討は不可欠である。契約書のリーガルチェックや関連情報の収集、各種専門家への意見聴取なども踏まえた上で、取締役会等の会議体において特定の要因に過度に依拠することなく忌憚のない活発な議論をおこなうことで、より実効的なリスク管理が期待でき、法令等を遵守した最適かつ合理的な意思決定の礎となりうると考えられる。

以上

別紙1 「当社から提示を受けた書類等」

記号番号	資料名	作成時期
A-1	売買基本契約書	H28. 10. 1
A-2	取引基本契約書	H26. 10. 2
A-3	取引基本契約書の案	H25. 9. 13
A-4	取引基本契約書	H25. 9. 17
A-5	取引基本契約書	H25. 12. 1
A-6	覚書	H25. 10. 1
A-7	集合動産譲渡担保設定契約書	H29
A-8	メールでの連絡内容（番号 A-2、A-3 作成の経緯）	H25. 9. 12、13
A-9	メールでの連絡内容（番号 A-2、A-3 作成の経緯）	H25. 9. 17
B-1	メールでの連絡内容（番号 B-1 作成の経緯）	H25. 9. 7
B-2	起案書の案	H25. 9. 13
B-3	起案書	H25. 9. 17
B-4	稟議書（本 25-13）	H25. 9. 18
B-5	稟議書（本 25-13）添付	〃
B-6	社則（職務権限明細書）	H25. 10. 1
B-7	信用調査 5 件	
B-8	取締役会議事録一部	H26. 9 月、10 月
B-9	取締役会議事録一部	H29. 7～9 月まで
C-1	W社関係日報（B常勤監査役時）	
C-2	W社に関する議事	H26. 11. 27
C-3	W社向け SiC #1200 粉末 現品調査	H26. 8. 16
C-4	SiC フロー図（担当者に事務フロー）	
C-5	監査役会資料（B常勤監査役時）	H27. 6. 12
C-6	2014. 9. 17（監査法人からの提言）記録	H26. 9. 17
D-1	旅費交通費（W社出張）	
D-2	出張 打合せ報告書	H26. 4. 16
D-3	平成 29 年 6 月 16 日（会計士と W社訪問）記録	H29. 6. 19
D-4	平成 29 年 6 月 21 日（会計士と W社訪問）記録	H29. 6. 22
E-1	W社商事取引	
E-2	W' 社買掛金元帳	
E-3	商事売上（W社）データ	
E-4	売掛金買掛金推移	

別紙2.「コンピューターフォレンジック調査で用いたキーワード一覧」

キーワード
W社のドメイン名
W'社のドメイン名
W社の略称（全角、半角）
W'社の略称（全角、半角）
SIC or sic or SiC or Sic
ケイ素
ダイア or ダイヤ
ダ仔 or ダヤ
架空
実在
調査
循環
現物 or 実物
見つか
ばれる
隠す
指摘
手数料
監査法人
証拠 or 証憑
粉飾
商事取引